

労働者派遣事業 情報提供

令和5年6月1日

事業報告（平成3年7月1日から令和4年6月30日）の内容に基づき、以下の通り情報提供致します。

（労働者派遣法23条第5項）

許可番号	派 10-300526
事業所の名称	株式会社ソファード
事業所の所在地	〒370-1205 群馬県高崎市栗崎町504-1

1. 令和5年6月1日現在 派遣労働者数	2人
2. 期間中実績（1日平均）派遣労働者数	2人
3. 派遣先事業書数（実数）	1事業所
4. 労働者派遣に関する賃金の平均額（1日8時間/円）	31,207円
5. 派遣労働者の賃金の額の平均額（1日8時間/円）	19,528円
6. マージン率（（4欄-5欄）÷4欄）	37.4%
7. 労使協定の締結状況	労使協定締結済
8. 労使協定の対象労働者の範囲	ソフトウェア作成
9. 上記、労使協定の有効期間の終期	令和6年3月31日

★マージン率に含まれるもの
雇用主として負担する社会保険料が含まれるほか、
派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用、
健康診断などの福利厚生費、教育研修費用などの諸経費
が含まれています。

10. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関すること

① キャリアアップに資する教育訓練計画

教育訓練の内容	対象者 （雇入時・派遣中・入 社〇年目など）	訓練方法 （OJT・OFF-JT）	労働者の費用負担 （無償・有償）	賃金支援 （有給・無給）
ビジネススキル研修	入社〇年目	OFF-JT	無償	有給

② キャリアコンサルティング

対象	実施方法	場所	担当
全社員（派遣労働者含む）	対面・電話・メール	本社会議室	堀井